

公立病院改革プランの概要

団 体 名	青森市(青森市立浪岡病院)							
プ ラ ン の 名 称	青森市立浪岡病院 公立病院改革プラン(青森市立浪岡病院 経営改善計画2012に基づく)							
策 定 日	平成	25年	2月	4日				
対 象 期 間	平成	24年度	～	平成	27年度			
病院の現状	病 院 名	青森市立浪岡病院						
	所 在 地	青森県青森市浪岡大字浪岡字平野180番地						
	病 床 数	一般病床 92床 精神病床 107床 合計199床						
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、精神神経科、整形外科、耳鼻いんこう科、眼科						
公立病院として今後果たすべき役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、また生活圏の高齢者医療にも応えられる機能を果たしていく。 ・救急告示病院として、重度(重症)等の急性疾患に対応する役割を担いながら、青森市民病院との連携による医療機能の充実を図っていく。 ・精神病棟については、今後精神疾患の増加が予想されることから、医療環境を見ながら機能の維持に努める。 							
一般会計における経費負担の考え方	<p>国の基準に基づき、以下の経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①救急医療の確保に要する経費 ②企業債元金・利息負担金 ③小児医療に要する経費 ④精神医療に要する経費 ⑤救急勤務医手当に要する経費 ⑥児童手当に要する経費 ⑦基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 ⑧医師の派遣を受けることに要する経費 ⑨医師及び看護師等の研究研修に要する経費 ⑩公立病院改革プランに要する経費 							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標 (主なもの)	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	備考	
	経常収支比率	94.3%	97.0%	97.4%	103.1%	96.4%		
	医業収支比率	83.8%	88.0%	86.6%	91.9%	85.9%		
	職員給与費対医業収益比率	77.5%	63.3%	64.2%	62.6%	65.1%		
	病床利用率	(一般)	52.8%	57.6%	57.8%(76.0%)	58%(76.2%)	58.3%(76.6%)	
		(精神)	44.9%	50.7%	50.9%	51.1%	51.3%	
		(全体)	48.6%	53.9%	54.1%(60.8%)	54.3%(61.0%)	54.5%(61.3%)	
	1日当たりの患者数	(入院)	96.7人	107.2人	107.6人	108.0人	108.5人	
		(外来)	195.5人	178.2人	187.4人	196.6人	205.9人	
	診療単価	(入院)	21,440円	21,467円	21,460円	21,458円	21,464円	
(外来)		5,928円	6,481円	6,473円	6,466円	6,459円		
※カッコ内の数値は、一般病棟の病床数を92床から70床へ削減後の病床利用率								
上記目標数値設定の考え方	<p>上記の数値目標は、平成23年度決算を踏まえ、今後の取り組みを含めて推計した結果である。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成26年度)</p>							

				団体名 (病院名)	青森市 (青森市立浪岡病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	備考		
	救急搬送件数	314件	346件	346件	346件	346件		
	平均在院日数	15.6日	20日	20日	20日	20日		
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	【平成24年度からの検討】 ○外部への業務委託は可能な限り導入しているが、さらに改善・見直しを検討する。					
		事業規模・形態の見直し	【平成24年度からの検討】 ○病床利用率が過去3年間連続して70%未満となっていることを踏まえ、一般病床の削減を検討する。 ○公営企業法全部適用、地方独立行政法人化への移行等を検討する。 ○他病院の状況調査などを行い、経営形態を移行した場合のメリット、デメリットを検証。 ○本計画期間以降における当院の事業運営について、健全経営の観点から、また地域住民の同意を得られる最も望ましい持続可能な姿を、まずは庁内において検討する。					
		経費削減・抑制対策	【平成24年度からの検討】 ○薬品費及び診療材料費については、価格調査や価格交渉の工夫を行い、廉価に購入できるように努めるとともに、薬品・診療材料等の過剰使用の抑制による診療行為の適正化のための対策についても検討を行う。					
		収入増加・確保対策	【平成24年度からの検討】 ○安定した医療提供体制の構築 ・弘前大学と連携を図り継続して医師の派遣を要望していく。 ○各職種間において、収益向上に対する意識及び知識の共有化を図り、当院で算定可能な薬剤管理指導料の強化と食堂加算の施設基準の取得を検討する。 ○スタッフの待遇向上や快適な環境づくり等に努める等、病院のイメージアップを図り、患者に選ばれる病院づくりを行っていく。					
		その他	○平成25年2月に「青森市立浪岡病院 経営改善計画2012」を策定(計画期間:H24～H27) ○旧医師住宅の売却の検討					
各年度の収支計画		別紙のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	(一般)	21年度	61.4%	22年度	62.0%	23年度	52.8%
		(精神)	21年度	57.6%	22年度	51.3%	23年度	44.9%
		(全体)	21年度	59.3%	22年度	56.3%	23年度	48.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	青森市立浪岡病院は、平成17年度の旧青森市、旧浪岡町との合併の際に、計画期間を平成27年度までとして策定した『青森浪岡21世紀 まちづくりビジョン(市町村建設計画)』(以下「市町村建設計画」という。)において、「当面現在の機能を維持していく。」としたところである。このことから、当該計画の趣旨を尊重し、地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、また、高齢者医療にも応えられる機能を維持し、引き続き、地域に密着した病院としての役割・機能を維持することとする。しかしながら、将来的に持続可能な姿を検討する。						

		団体名 (病院名)	青森市 (青森市立浪岡病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<p>○青森市民病院(一般病床538床)</p> <p>○青森市立浪岡病院(一般病床92床、精神病床107床)</p> <p>○平内町国保平内中央病院(一般病床64床、療養病床32床)</p> <p>○外ヶ浜町国保外ヶ浜中央病院(一般病床50床)</p> <p>◆その他、三次医療を担う「青森県立中央病院(一般病床689床、結核病床6床)」がある</p>	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	<p>青森県保健医療計画より(平成20年7月)</p> <p>・自治体病院を巡る医師不足や厳しい経営環境を踏まえ、自治体病院機能再編成を推進し、急性期医療や高度救急を担う中核病院と回復期医療を担う病院との適切な役割分担のもとに、地域完結型の医療ネットワークの構築を目指す。</p> <p>・自治体病院機能再編成も視野に入れて、保健・医療・福祉サービスの一体的な取組みを促進する。</p> <p>・機能再編成を進めるに当たっては、「公立病院改革ガイドライン」で示されている「再編・ネットワーク化」の視点を踏まえ対応するものであり、必要に応じ自治体病院のみならず、公的病院等をはじめ民間医療機関の医療機能を視野に入れた検討を進める。</p>	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<p><時期></p> <p>平成24年度～ 継続して検討する</p>	<p><内容></p> <p>①検討・協議の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の公立病院との地域連携の在り方 <p>②検討・協議体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森地域にある各公立病院からの代表者による協議 ・「青森市病院運営審議会」を中心とした検討 <p>③結論を取りまとめる時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末を目途とする
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要	<p><時期></p> <p>平成24年度～ 継続して検討する</p>	<p><内容></p> <p>①検討・協議の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、への移行等を検討する。 <p>②検討・協議体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青森市病院運営審議会」を中心とした検討 <p>③結論を取りまとめる時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末を目途とする
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<p>「浪岡病院経営改善検討委員会」において、点検・評価を行い、院外の民間有識者から構成される「青森市病院運営審議会」の審議に付する。 そのうえで、病院HP等により公表する。</p>	
	点検・評価の時期	<p>決算状況を踏まえ、毎年7月頃までに点検・評価し、「青森市病院運営審議会」の審議に付したうえで、9月以降に公表する。</p>	
その他特記事項			

団体名 (病院名)	青森市 (青森市立浪岡病院)
--------------	-------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)	25年度	26年度	27年度
		区分					
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,273	1,199	1,263	1,287	1,306	1,328
	(1) 料 金 収 入	1,148	1,068	1,149	1,171	1,190	1,212
	(2) そ の 他	125	131	114	116	116	116
	うち他会計負担金	94	99	82	84	84	84
	2. 医 業 外 収 益	115	181	161	189	189	189
	(1) 他会計負担金・補助金	114	178	158	186	186	186
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	1	3	3	3	3	3
	経 常 収 益 (A)	1,388	1,380	1,424	1,476	1,495	1,517
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,500	1,431	1,436	1,486	1,421
(1) 職 員 給 与 費 c		969	929	909	954	889	1,006
(2) 材 料 費		252	236	254	253	253	254
(3) 経 費		216	198	212	218	218	225
(4) 減 価 償 却 費		62	60	60	60	60	60
(5) そ の 他		1	9	1	1	1	1
2. 医 業 外 費 用		35	32	32	30	30	29
(1) 支 払 利 息		9	8	7	6	6	5
(2) そ の 他		26	24	25	24	24	24
経 常 費 用 (B)		1,534	1,463	1,468	1,516	1,451	1,575
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 146	△ 83	△ 44	△ 40	44	△ 58	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	3	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	1	1	1	1	1	1
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 1	2	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
純 損 益 (C)+(F)	△ 147	△ 81	△ 45	△ 41	43	△ 59	
累 積 欠 損 金 (G)	221	302	347	388	345	404	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	260	234	233	228	310	295
	流 動 負 債 (イ)	169	152	158	158	158	158
	うち一時借入金	0	11	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	△ 91	△ 82	△ 75	△ 70	△ 152	△ 137	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 28	9	7	5	△ 82	15	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.5	94.3	97.0	97.4	103.0	96.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 7.1	△ 6.8	△ 5.9	△ 5.4	△ 11.6	△ 10.3	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	84.9	83.8	88.0	86.6	91.9	85.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	76.1	77.5	63.3	64.2	62.6	65.1	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 91	△ 82	△ 75	△ 70	△ 152	△ 137	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 7.1	△ 6.8	△ 5.9	△ 5.4	△ 11.6	△ 10.3	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	△ 7.1	△ 6.8	△ 5.9	△ 5.4	△ 11.6	△ 10.3	
病床利用率	一般病棟	62.0	52.8	57.6	57.8(76.0)	58.0(76.2)	58.3(76.6)
	精神病棟	51.3	44.9	50.7	50.9	51.1	51.3
	病棟全体	56.3	48.6	53.9	54.1(60.8)	54.3(61.0)	54.5(61.3)

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「23年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「23年度不良債務額▲20百万円」-「22年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	青森市 (青森市立浪岡病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)	25年度	26年度	27年度
収 入	1. 企業債	19	19	19	19	19	19
	2. 他会計出資金	21	27	27	27	27	22
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	130	35	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	170	81	46	46	46	41
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	19	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	151	81	46	46	46	41	
支 出	1. 建設改良費	19	19	19	19	19	19
	2. 企業債償還金	38	49	49	51	49	38
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	1	1	1	1	1	1
支出計 (B)	58	69	69	71	69	58	
差引不足額 (B)-(A) (C)	△ 93	△ 12	23	25	23	17	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	23	25	23	17
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	0	23	25	23	17	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)	25年度	26年度	27年度
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	207,683	277,215	239,842	270,166	270,166	270,166
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	21,430	26,967	27,316	27,373	27,279	22,207
合計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	229,113	304,182	267,158	297,539	297,445	292,373

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。